

## 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	IV-2 医療機関における取組 (P35)	<p>(該当箇所) 35 ページ9 行目以降 (意見) 本人の同意が必要な「個人情報取扱事業者によって示された取扱方法」に関し、「方法」という言葉は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理措置を含むこと、</li> <li>・情報・データをどう取り扱うか (How) の述語だけではなく、具体的にどの範囲の人が取り扱うのか (Who) の主語をも含むこと</li> </ul> <p>を、ガイダンスに明示してください。</p> <p>(理由) 医療や介護の現場で、直接看護や介護に当たるスタッフの職務遂行に有用/必要な要配慮個人情報であっても、個人情報取扱事業者の事務職や管理者の職務遂行には必要不可欠と言えない情報はあります。たとえば、治療の経過観察のためだから等と、体表の写真撮影の目的を看護師等から明示されたとして、同一事業所の事務職や管理者がその写真を見ることは、まず必要ありません。</p> <p>にもかかわらず、異性を含めて、事業所内の誰がそれを見るのかわからない状態では、本人は安心してそのように機微な要配慮個人情報取得に同意できない場合もあります。</p> <p>ですので、主語を含めた安全管理措置 (たとえば、交代で治療に当たってくれる少数の気心の知れた特定の看護師等が非共有の個人パスワードでログインした場合しかその情報にアクセスできないことを利用者に示すこと等や、将来も、その方たち以外の誰にも見られずデータが破棄されるだろうこと等) を、本人同意を求める際には示すことを、原則としていただきたいと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>本ガイダンス (案) IV 2. (1) において、本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないこととしており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
2	IV-2 医療機関における取組 (P35)	<p>改正案 2.医療機関における取組(新旧対照表,35、36 頁) 診察時に、治療の方針や服用に関する説明、入院・手術の説明等、大なり小なりインフォームド・コンセントは日々行われている。高度情報化にともない、個人情報の取扱いに関する説明やデータ保護への要請が高まってきている。従って、本ガイダンス改正案をみるに、個人情報に関するインフォームド・コンセントが必要になってくるということであろう。新旧対照表 35 頁「(1)本人の同意」の「同意」に関連することだが、インフォームド・コンセント(informed</p>	<p>本ガイダンスにおいては、従前から、医療・介護関係事業者に対し、個人情報の利用目的を患者・利用者等へわかりやすく説明すること、患者・利用者等が疑問に感じた内容を、いつでも、気軽に問合せできる窓口機能等を確保すること、説明等に当たっては障害のある患者・利用者等にも配慮する必要が</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>consent) の「consent」は「con, com(共に)と setire, sens-(感じる)からなるラテン語 consentire, consens-(調和する,一致する)……」(ジョーゼフ T.シップリー『シップリー英語語源辞典』.大修館書店,2009,p.53.)という語源を持つ。この語源に従えば、「同意する」とは、本人又は家族等の代理人が、データ主体である本人の個人情報がどのように利用される(取り扱われる)のか説明を聞いて、個人情報の取扱いに関する概観・知識を持つことができ(informed)、かつ、本人と本ガイドンス対象事業者間の情報の非対称性が低減されてから「同意」に到ることである。であるから、本ガイドンス対象事業者には、「説明」に力を入れていただきたい。websiteに個人情報に関するページを設けるだけでなく、施設内に個人情報の取扱いに関するポスターを掲示する、冊子の配布、口頭での説明等、説明に力を入れていただきたい。ただ、本ガイドンス対象事業者は、「病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等」(新旧対照表,3頁)であるから、患者・利用者の最大の目的は、治療や支援である。このことから、個人情報の取扱いの説明が難しい場合が想定され、この点悩ましいところである。また、本ガイドンス対象事業者の特性上、様々なニーズを持つ患者・利用者が存在する。このことから、説明と「本人同意」(家族等の代理人による同意)には、特段の配慮が必要になってくるだろう。特に、児童、高齢者、通訳等支援が必要な方への説明の際は配慮をお願いしたい。「障害者の権利に関する条約」第2条は、情報アクセス等に関するユニバーサルな規定と捉えることもできる内容であるから、本人の情報へのアクセスしやすさ、手段の確保に努めていただくと同時に、国による手段等の確保推進のための支援が必要になってくるだろう。併せて、「本人同意」時に、同意内容の撤回等が出来ること、個人情報の開示請求(厚生労働省(2003)「診療情報の提供等に関する指針」,個人情報法 28 条)ができることも説明していただきたい。大局的に、個人情報保護法の遵守は、信頼の維持につながるようになるだろう。</p> <p>【個人】</p>	<p>あること等を求めています。</p> <p>こうした取扱いについて、ガイドンスの周知・徹底に引き続き取り組んでまいります。</p>
3	IV-3 利用目的の 特定等 (P41)	<p>(該当箇所) 41ページ・11行目 (意見)</p> <p>「医療機関が保有する患者の臨床症例に係る個人データを、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために製薬企業に提供し、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資する場合であって、本人の転居により有効な連絡先を保有しておらず本人からの同意取得が困難であるとき」は削除する。</p> <p>(理由)</p> <p>今回のガイドンス改定の契機となった、令和3年個人情報保護法改定に関わって、個人情報保護委員会が、令和3年6月に発出した「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方」の5ページには、「製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究</p>	<p>御指摘の記載は、改正後の法第27条第1項第3号に該当する事例をお示ししたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、御指摘の記載は、個人情報保護委員会が令和3年6月にQ&amp;Aに追加した内容を踏まえたものであり、個人情報保護法における解釈とも齟齬はありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>目的とは解されない。」と明記されている。しかるに、本規定は、製薬企業についてのみこの規定を「公衆衛生の向上」という論理で上書きしようとするものであり、法の精神に照らして適切であるとは考えにくいことから。</p> <p>もし、「公衆衛生の向上に「特に」資する場合」が、特別な限定詞であるとするなら、その事例を明記した上で、その内容についてパブリックコメントを行い、社会のコンセンサスを得る必要があると考えられ、事例提示なく定めることは適切でないと考えられることから。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	
4	IV-3 利用目的の 特定等 (P42)	<p>(該当箇所) 42ページ・17行目 (意見) 規律移行法人については、匿名加工情報の作成は行えない(法第57条)ことから、行政機関匿名加工情報の作成に係る規律に従うことを追記する。 (理由) 匿名加工情報に係る規律は、規律移行法人と民間医療機関とで異なり、規律移行法人で誤った運用が行われないようにするため。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】 なお、本人の同意を得るために個人情報を利用すること(同意を得るために患者・利用者の連絡先を利用して電話をかける場合など)、個人情報を匿名加工情報及び仮名加工情報に加工することは差し支えない。</p> <p>【修正後】 なお、本人の同意を得るために個人情報を利用すること(同意を得るために患者・利用者の連絡先を利用して電話をかける場合など)、個人情報を匿名加工情報及び仮名加工情報に加工することは差し支えない(ただし、法別表第二に掲げる法人については、匿名加工情報取扱事業者等の義務に関する規定(法第4章第4節)の適用が除外され(法第58条関係)、匿名加工情報の取扱いについて独立行政法人等による取扱いとみなして公的部門における規律(法第5章第5節)が適用される(法第123条関係))。</p>
5	IV-3 IV-6 IV-9 利用目的の 特定等 (P40)、個人 データ内 容の正確性	<p>【1】 「利用目的による制限の例外」(p40)、及び「p68: 第三者提供の例外」のうち、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の例示のなかに、 「医療機関が保有する患者の臨床症例に係る個人データを、有効な治療方法や薬剤が十分に</p>	<p>【1】御指摘の記載は、改正後の法第27条第1項第3号に該当する事例をお示ししたものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、御指摘の記載は、個人情報保護委員会が令和3年6月にQ&amp;Aに追加した内容を踏まえたもの</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>の確保 (P50)、個人データの第三者提供 (P68)</p>	<p>ない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために製薬企業に提供し、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資する場合であって、(・・・)」とある。</p> <p>p67の(2)のなかで、「大規模災害」に加え、＜感染症等＞の文言を追加した背景を鑑みるに、昨今のコロナ禍を前提にした追記であろうが、病院に預託された患者の要配慮個人情報、本人の同意もないまま、営利目的を第一義とする製薬企業に引き渡される事態を＜公衆衛生の向上＞というタームで正当化することは非常に乱暴ではないか？これが通用するのであれば、現状様々にある難病・希少疾患の治療薬開発という営利活動のために、製薬会社は本人同意のプロセスを得ずに様々な医療機関から臨床情報を自在に収集できる権限を有することになりかねない。</p> <p>この例示は端的に削除すべきと考える。削除しないのであれば少なくとも「医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資する場合」の例示を行うべきである。</p> <p>【2】</p> <p>【1】に関連するものとして、p50で要配慮個人情報を取得する際の本人同意の例外が記載されているが、製薬会社による【1】の取組が本例示から除外されている理由が不明確であり、平仄が取れていない。</p> <p>【個人】</p>	<p>であり、個人情報保護法における解釈とも齟齬はありません。</p> <p>【2】本ガイダンスは「医療・介護関係事業者」を対象にしたものであり、製薬企業はこれらに該当しないため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
6	IV-4 不適正な利用の禁止 (P43)	<p>改正案4. 不適正な利用の禁止(法第19条) (新旧対照表,43、44頁)</p> <p>内容をみるに、令和4年4月1日施行の、個人情報保護法第16条の二に対応させる改正と思われるが、新旧対照表では少々判り難い。「(※1)「違法又は不当な行為」とは、法(中略)その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法(中略)その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。」(新旧対照表,43頁)に該当するものとして、本ガイダンスの対象事業者に所属している医療・介護関係の従事者に課されていると思われる「守秘義務」がある。代表例として、刑法第134条第1項(医師・薬剤師・医薬品販売業者・助産師)を挙げることができる。昨今、幅広い層の利用者によって利用されているSNSだが、SNS利用者は本ガイダンス対象事業者に所属している医療・介護関係の従事者も例外ではないと思われる。このことを鑑み、刑法第134条第1項「業務上知り得た情報」を、個人運用(私人として利用している)のSNS上で「秘密を漏らす」場合を検討していただきたい。該当する事業者の中には、私生活上の悩みや個人的かつセンシティブな内容を治療や支援の対象として扱う分野も入っている。そのような分野では、悩みや個人的かつセンシティブな内容を担当者に語る、その行為自体が治療またはサービスの方向性を決める根幹をなすこと、そして、話した内容が外部に漏れない、守秘義務が守られるという信頼構築(ラポールの形成)が揃って治療・サービスとなっている分野でもある。SNSは、全世界の</p>	<p>個別の事案ごとに判断することとなりますが、医療・介護関係事業者がSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)に業務上知り得た個人データを書き込む場合、当該行為は、一般的に、個人データの第三者提供に該当しますので、当該行為を行うに当たっては、改正後の法第27条第1項に基づき、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>不特定多数が閲覧可能であり、一度公開されると、情報を消去することが難しいという性質も併せ持つ。このことから、刑法第 134 条第 1 項の現代的意味・影響力は、多大である。公益に資する内容(告発等)を SNS 上で公開する意義もある点に留意しつつ、研修等対策を講じていただきたい</p> <p>【個人】</p>	
7	IV-6	<p>個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保 (P49)</p> <p>(該当箇所) 49ページ・21行目 (意見) 「なお、地域医療情報連携ネットワークにおいて、他の医療機関に対して照会を行い、当該他の医療機関が保存及び管理等を行う診療情報等を当該他の医療機関から直接取得する場合(当該他の医療機関が地域医療情報連携ネットワークの運営主体に対して診療情報等の保存及び管理等の取扱いを委託している場合において、当該地域医療連携ネットワークの運営主体を介して、当該他の医療機関に対して照会を行い、診療情報を取得する場合を含む。)については、「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課 事務連絡)による。」は削除する。 (理由) 要配慮個人情報の医療目的での取得・第三者提供は、従前より「黙示の同意」の元で扱うことができることとされ、本ガイダンスでもこの趣旨に変更はないと考えられる。であれば、「情報ネットワークを用いた」点を除いては、通常的要配慮個人情報の医療目的での第三者提供に当たる「地域医療情報連携ネットワーク」の場合にのみ、特別な規則(特別な同意の取得)を「例」として示して、それに従うことを求めることは、法の安定性の観点から見て、適切であるとは考えられないことから。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	<p>御指摘の記載は、既にお示ししている事務連絡の周知・徹底のため、当該事務連絡の内容を踏まえて記載するものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
8	IV-6	<p>個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保 (P50)</p> <p>(該当箇所) 50ページ・14行目 (意見) 「・医療機関が、他の医療機関から、当該他の医療機関において以前治療を行った患者の臨床症例に係る個人データを症例研究のために取得し、当該医療機関を受診する不特定多数の患者に対してより優れた医療サービス提供できるようになること等により、公衆衛生の向上に特に資する場合であって、本人からの同意取得が困難であるとき、法第20条第2項第3号に該当する。」のなかの冒頭の「医療機関が」は、「学術研究を行う医療機関が」に修正する。 (理由) 当該事例は、本来法第20条第2項第5号・第6号に当たる場合であると考えられ、これまで</p>	<p>御指摘の記載は、改正後の法第27条第1項第3号に該当する事例をお示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、御指摘の記載は、個人情報保護委員会が令和3年6月にQ&amp;Aに追加した内容を踏まえたものであり、個人情報保護法における解釈とも齟齬はありません。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>もそのように扱われてきた事例である。当該条文は、一般的な医療機関がすべて、この例に示すような目的でデータを収集することを許容しているものではない。これを一般医療機関に広げるために、法第20条第2項第3号を適用することが、「公衆衛生の向上に資する」と考えられる積極的理由があるとは考えられないことから。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	
9	IV-7	安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督 (P56)	<p>(該当箇所) 56ページ・4行目 (意見) 「※認証については、認証の3要素である「記憶」、「生体情報」、「物理媒体」のうち、2つの独立した要素を組み合わせることで認証を行う方式（二要素認証）を採用することが望ましい。」は削除する。 (理由) 本文書が、一定の法的拘束力を持つ「ガイダンス」であることを考慮すると、技術革新等により「望ましさ」が変化するような詳細な技術的手法を記載することは、適切ではないと考えられることから。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	<p>御指摘の記載は、医療・介護関係事業者が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点として追加したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
10	IV-9	個人データの第三者提供 (P68)	<p>【3】 p68で第三者提供の除外事例の記載がある。 「七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）」という除外事例があるが、これは、提供元が民間企業である場合、提供先＝第三者が学術研究機関等であれば、利用目的の＜一部＞が研究目的であり、且つ、個人の権利侵害を不当に行わない限り、民間企業が収集した情報を本人同意なく研究機関へ横流ししても問題ないという意味に解釈できる。 全体の目的の＜一部＞(1%)だけ満たせば、99%がそれ以外（製品開発目的）でも問題が無いように誤解されかねない。このような解釈ができないように、七の例示は見直すべきである。見直しが無ければそのような誤解に基づく不適切な第三者利用が発生すると思われるため、確実な見直しをお願いしたい。 これは p88 「法第27条第1項各号に該当する場合」の例示として、「7）当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（・・・）」も同様である。 このような文言が独り歩きした場合、リテラシーの低い読み手は確実に勘違いすることにな</p>	<p>御指摘の記載は、改正後の法第27条第1項第7号を引用したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		るリスクが懸念される。  【個人】 (該当箇所) 68ページ21行目 (意見) 「医療機関が以前治療を行った患者の臨床症例に係る個人データを、症例研究のために他の医療機関に提供し、当該他の医療機関を受診する不特定多数の患者に対してより優れた医療サービスを提供できるようになること等により、公衆衛生の向上に特に資する場合であって、本人の転居により有効な連絡先を保有しておらず本人からの同意取得が困難であるとき」は削除する。 (理由) 当該事例は、本来法第18条第3項第6号に当たる場合であると考えられ、これまでもそのように扱われてきた事例である。当該条文は、あらゆる一般的な医療機関向けに、この例に示すような目的でデータを提供することを許容しているものではない。これを一般医療機関に拡げるために、法第27条第1項第3号を適用することが、「公衆衛生の向上に資する」と考えられる積極的理由があると考えられないことから。	
11	IV-9 個人データの第三者提供 (P68)	【一般社団法人日本医療情報学会】 (該当箇所) 69ページ・5行目 (意見) 「医療機関が保有する患者の臨床症例に係る個人データを、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために製薬企業に提供し、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資することが期待される場合であって、本人の転居により有効な連絡先を保有しておらず本人からの同意取得が困難であるとき」は削除する。 (理由) 今回のガイダンス改定の契機となった、令和3年個人情報保護法改定に関わって、個人情報保護委員会が、令和3年6月に発出した「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方」の5ページには、「製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。」と明記されている。しかるに、本規定は、製薬企業に関してのみこの規定を「公衆衛生の向上」という論理で上書きしようとするものであり、法の精神に照らして適切であるとは考え得ないことから。 もし、「公衆衛生の向上に「特に」資する場合」が、特別な限定詞であるとするなら、その事	御指摘の記載は、改正後の法第27条第1項第3号に該当する事例をお示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、御指摘の記載は、個人情報保護委員会が令和3年6月にQ&Aに追加した内容を踏まえたものであり、個人情報保護法における解釈とも齟齬はありません。
12	IV-9 個人データの第三者提供 (P69)	(該当箇所) 69ページ・5行目 (意見) 「医療機関が保有する患者の臨床症例に係る個人データを、有効な治療方法や薬剤が十分でない疾病等に関する疾病メカニズムの解明を目的とした研究のために製薬企業に提供し、その結果が広く共有・活用されていくことで、医学、薬学等の発展や医療水準の向上に寄与し、公衆衛生の向上に特に資することが期待される場合であって、本人の転居により有効な連絡先を保有しておらず本人からの同意取得が困難であるとき」は削除する。 (理由) 今回のガイダンス改定の契機となった、令和3年個人情報保護法改定に関わって、個人情報保護委員会が、令和3年6月に発出した「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方」の5ページには、「製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。」と明記されている。しかるに、本規定は、製薬企業に関してのみこの規定を「公衆衛生の向上」という論理で上書きしようとするものであり、法の精神に照らして適切であるとは考え得ないことから。 もし、「公衆衛生の向上に「特に」資する場合」が、特別な限定詞であるとするなら、その事	御指摘の記載は、改正後の法第27条第1項第3号に該当する事例をお示したものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、御指摘の記載は、個人情報保護委員会が令和3年6月にQ&Aに追加した内容を踏まえたものであり、個人情報保護法における解釈とも齟齬はありません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		例について明記した上で、その内容についてパブリックコメントを行い、社会のコンセンサスを得る必要があると考えることから、事例提示なく定めることは適切でないとする。  【一般社団法人日本医療情報学会】	
13	IV-9 個人データの第三者提供 (P71)	(該当箇所) 71ページ・21行目 (意見) 「なお、地域医療情報連携ネットワークにおいて、他の医療機関に対して照会を行い、当該他の医療機関が保存及び管理等を行う診療情報等を当該他の医療機関から直接取得する場合(当該他の医療機関が地域医療情報連携ネットワークの運営主体に対して診療情報等の保存及び管理等の取扱いを委託している場合において、当該地域医療連携ネットワークの運営主体を介して、当該他の医療機関に対して照会を行い、診療情報を取得する場合を含む。)については、「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)による。」は削除する。 (理由) 要配慮個人情報の医療目的での取得・第三者提供は、「黙示の同意」の元で扱うことができると従前よりされ、本ガイダンスでもこの趣旨に変更はないと考えられる。であれば、「情報ネットワークを用いた」点を除いては、通常のように配慮個人情報の医療目的での第三者提供に当たる「地域医療情報連携ネットワーク」の場合にのみ、特別な規則(特別な同意の取得)を「例」として示して、それに従うことを求めることは、法の暗点製の観点から見て、適切であるとは考えられないことから。  【一般社団法人日本医療情報学会】	御指摘の記載は、既にお示ししている事務連絡の周知・徹底のため、当該事務連絡の内容を踏まえて記載するものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
14	IV-9 個人データの第三者提供 (P74)	(該当箇所) 74ページ・9行目 (意見) 「当該事業者の職員を対象とした研修での利用(ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか(IV3.参照)、個人が特定されないよう、匿名加工情報又は仮名加工情報に加工する必要がある(II4.及びII5.参照)」のなかの「匿名加工情報」を削除する。 (理由) 当該部分は、内部利用を想定した記述である。しかるに「匿名加工情報」は第三者提供を主眼に置いて作られる情報であり、利用目的が整合しないことから。  【一般社団法人日本医療情報学会】	匿名加工情報を内部利用することも可能であるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
15	IV-9 個人データの第三者提供 (P74)	<p>(該当箇所) 74ページ・12行目 (意見) 規律移行法人については、匿名加工情報の作成は行えない(法第57条)ことから、行政機関匿名加工情報の作成に係る規律に従うことを追記する。 (理由) 匿名加工情報に係る規律は、規律移行法人と民間医療機関とで異なり、規律移行法人で誤った運用が行われないようにするため。</p> <p>【一般社団法人日本医療情報学会】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】 当該事業者の職員を対象とした研修での利用(ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか(IV3.参照)、個人が特定されないよう、匿名加工情報又は仮名加工情報に加工する必要がある(II4.及びII5.参照))</p> <p>【修正後】 当該事業者の職員を対象とした研修での利用(ただし、第三者提供に該当しない場合であっても、当該利用目的が院内掲示等により公表されていない場合には、具体的な利用方法について本人の同意を得るか(IV3.参照)、個人が特定されないよう、匿名加工情報又は仮名加工情報に加工する必要がある(II4.及びII5.参照)。なお、法別表第二に掲げる法人については、<u>匿名加工情報取扱事業者等の義務に関する規定(法第4章第4節)の適用が除外され(法第58条関係)、匿名加工情報の取扱いについて独立行政法人等による取扱いとみなして公的部門における規律(法第5章第5節)が適用される(法第123条関係)。</u></p>
16	その他 個人データの第三者提供	<p>専門医取得のために、"過去に"勤務していた医師から、当時の症例に関する情報の提供を求められる。 医師はこの情報(個人情報を含まない)をもとに、各学会へ申請している。 こういう事例は、病院から医師への第三者提供にあたると思いますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の改正で提供できるのかどうか</li> <li>・提供できる場合の根拠は何か</li> <li>・提供する場合の手続きはどうすればよいか</li> </ul> <p>そのあたりも明確に記載してほしい</p>	<p>御指摘の症例に関する情報については、個人情報保護法上の容易照合性の観点から、個人データに当たる可能性があります。</p> <p>具体的には、個別の事案ごとに判断することとなりますが、病院が、過去に当該病院に勤務していた医師に対し、患者の個人データを提供する場合、当該提供行為は、一般的に、個人データの第三者提供に該当しますので、当該提供行為を行うに当たって</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	は、改正後の法第 27 条第 1 項に基づき、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。
17	その他	匿名化	<p>“匿名化”の用語は、法では定義されていなく、法で定義されている“匿名加工情報”、“仮名加工情報”と誤解をうけるおそれもあり、削除したい意図は理解できます。</p> <p>しかし、依然として匿名化することにより、個人情報にならない情報があり、匿名加工でも仮名加工でもない場合も存在すると思われます。また、現時点まででその情報を活用されていると思われます。</p> <p>このため、仮名加工を新規に設けることとともに、匿名化に関する記載を削除する理由にはならないのではないかと考えられます。ぜひ、再検討のほどよろしくご願ひいたします。</p> <p>【個人】</p>	「匿名化」との用語を引き続き使用する場合、仮名加工情報等との間で誤認混同が生ずるおそれがあると考えられ、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。